

広島県告示第八百七十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定によつて、自衛官候補生（陸上、海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和二年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験期日

令和二年八月二十一日（金）又は二十二日（土）のうち指定する一日

二 試験場所

陸上自衛隊海田市駐屯地（安芸郡海田町寿町二番一号）

三 試験内容

筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

四 応募受付期間

令和二年七月十六日（木）から令和二年八月二十日（木）まで

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

1 採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者であること。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の翌月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

試験時にお知らせします。

七 その他

1 採用は、令和三年三月又は四月になります。

2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせることに。